

(10)市たばこ税に関する概要

| 区分 | 平成24年度 | 対前年比 | 平成25年度 | 対前年比 | 平成26年度 | 対前年比 | 平成27年度 | 対前年比 | 平成28年度 | 対前年比 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| たばこ売上本数 | 107,501,065 本 | 本数で 2.48%増 | 107,062,177 本 | 本数で 0.41%減 | 104,320,219 本 | 本数で 2.56%減 | 103,463,420 本 | 本数で 0.82%減 | 99,516,694 本 | 本数で 3.81%減 |
| 税額 | 488,205 千円 | | 547,621 千円 | | 538,688 千円 | | 533,641 千円 | | 514,738 千円 | |

注)平成元年度税制改正により、市たばこ消費税と電気税が廃止となり、市たばこ税のみとなる。
 (税率)従量制となり、1,000本につき1,997円
 平成9年度から1,000本につき2,434円

平成15年度税制改正により
 旧3級品以外1,000本につき2,977円
 旧3級品1,000本につき1,412円

平成18年度税制改正により
 旧3級品以外1,000本につき3,298円
 旧3級品1,000本につき1,564円

平成22年度税制改正により
 旧3級品以外1,000本につき4,618円
 旧3級品1,000本につき2,190円

平成23年度税制改正により(平成25年4月実施)
 旧3級品以外1,000本につき5,262円
 旧3級品1,000本につき2,495円

平成27年度税制改正により、平成28年度から31年度まで旧三級品の税率が下記のとおり毎年改正される。

旧三級品1,000本につき

平成28年4月1日から2,925円

平成29年4月1日から3,355円

平成30年4月1日から4,000円

平成31年4月1日から5,262円